

埼玉県カーボンニュートラル推進分科会規約

(名称)

第1条 本分科会は、埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）設置要綱第6条及び同分科会規程に基づく分科会とし、「埼玉県カーボンニュートラル推進分科会」と称する。

(目的)

第2条 本分科会は、持続可能な社会の実現に向け、県内中小企業等のカーボンニュートラル実現に向けた取組や自発的な環境投資の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本分科会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 関係者による継続的な情報提供
- (2) 県内中小企業等の環境投資の取組促進
- (3) 県内中小企業等の中長期的なカーボンニュートラル実現への取組支援
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(メンバー)

第4条 本分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、第2条の目的に賛同するプラットフォーム会員、県内に事業所を有する企業、経済団体、業界団体、エネルギー供給事業者、設備事業者、行政機関等とする。

2 次の各号の一に該当するものは本分科会に入会することができない。

- (1) 役員等（会員が個人である場合にはその者を、メンバーが法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるもの。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

3 メンバーが次の各号の一に該当する場合、そのメンバーを除名することができる。

- (1) この規約に違反又は本分科会の信用を著しく害したとき
- (2) 解散又は営業を停止したとき
- (3) 前項に該当することが判明したとき

- (4) 事務局とメンバーとの間で、電話、Eメール、手紙等による連絡が取れなくなり、1年を越えたとき
- (5) その他本分科会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(入会等)

- 第5条 本分科会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、確認を受けなくてはならない。
- 2 入会申込書に記載した事項を変更する場合は、速やかに変更届出書を事務局に提出し、確認を受けなくてはならない。

(退会)

- 第6条 本分科会を退会しようとする者は、退会届出書を事務局に届け出なければならない。

(事務局)

- 第7条 本分科会に事務局を置く。
- 2 事務局は、埼玉県環境部温暖化対策課に置く。

(費用)

- 第8条 本分科会に要する費用は、メンバー間での自己負担とする。

(その他)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、本分科会の運営等に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年8月8日から施行する。